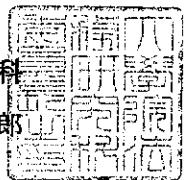


平成 19 年 9 月 4 日

法務省司法試験委員会御中

慶應義塾大学大学院法務研究科

委員長 豊 泉 貴 太 郎



## 報告

慶應義塾大学大学院法務研究科は、これまで法科大学院の理念に則り、その教育を進めて参りましたが、その中で、平成 19 年 2 月から 3 月にかけて行われた、当時同研究科教授の地位にあった植村栄治氏による新司法試験考査委員としての不適切な行為により、新司法試験ひいては新たな法曹養成システムに対する国民の信頼を損ね、御省並びに法曹関係者に多大なご迷惑をお掛けしましたことを、慶應義塾大学大学院法務研究科として深くお詫び申し上げます。

法務研究科は、慶應義塾に対して、植村氏を懲戒処分（解職）とするのが適当との上申書を提出しましたが、慶應義塾は、同氏から深く反省しその責任をとるとして引責辞職の申し入れがあり、種々の点を勘案し、平成 19 年 8 月 3 日付での退職願を受理しました。

また法務研究科は、当時、同研究科に所属する教授であった考査委員が同研究科において行った不適切な行為によって、新司法試験及び法科大学院などの新たな法曹養成システムに対する信頼を損ね、多くの関係者に多大なご迷惑をお掛けした点を、法務研究科として重く受けとめ、協議の上、平成 19 年 9 月 3 日、再発防止策（別添資料①）を策定するとともに、同研究科における再発防止の体制が確立するまでの当分の間（1 年程度を目指としてその確立を目指すものとします。）、（1）同研究科専任教員は、新司法試験考査委員への就任を自粛すること、（2）法務研究科現委員長は、文部科学省における法科大学院教育関係の一切の審議会委員等の公職への就任を控えること（当時委員長の職にあった同研究科前委員長は、すでに中央教育審議会法科大学院部会委員につき辞意を表明しております。）、を申し合わせました。なお、（3）法科大学院協会に対しましては、平成 19

年 8 月 30 日付で、法務研究科現委員長が法科大学院協会の理事を辞任するとともに、同研究科は協会における活動を当分の間自粛することを申し入れましたところ、同協会は、それを受け、平成 19 年 9 月 1 日に、慶應義塾大学大学院法務研究科を 1 年間の協会会員資格停止処分としました。

さらに慶應義塾大学大学院法務研究科は、同大学法学部の付設機関である司法研究室において法科大学院の学生及び修了生が指導を受けているとの実態に鑑み、法学部との連絡協議会において、司法研究室改革小委員会を設置し、同研究室の組織及び指導のあり方の見直しを協議し、平成 19 年 8 月 17 日、改革案（別添資料②）を策定しました。法学部においては、同改革案を承認する点については、慶應義塾及び学部執行部の方針はすでに確定しており、同学部における内部手続が残されているのみとのことです。

慶應義塾大学大学院法務研究科と致しましては、今回の件を深く反省し、今後は率先して再発防止に努め、新司法試験及び法科大学院などの新たな法曹養成システムに対する信頼回復に努める所存でありますので、御省におかれましては、法務研究科の上記申し合わせ（同研究科における再発防止の体制が確立するまでの当分の間、同研究科専任教員は、新司法試験考查委員への就任を自粛すること）につきご高配の上、引き続きご指導の程よろしくお願ひ申し上げます。

以上

資料①

2007年9月3日

法務研究科教員による不適正行為の再発防止策

慶應義塾大学大学院法務研究科

- 1 「教育指導上の不適正行為の防止のために法務研究科教員が遵守すべきガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を策定し、これを厳格に遵守すること
- 2 「ガイドライン」の遵守を通じて不適正行為が再び起こることのない学内体制を早急に確立すること。それまでの間、法務研究科専任教員は新司法試験考查委員への就任を自粛するものとすること
- 3 不適正行為が再び起こることのない学内体制の確立、「ガイドライン」の遵守に関する監督と指導、研究科委員会への意見の具申等の権限を持つ新たな委員会を設置すること
- 4 第1項の「ガイドライン」遵守状況及び前項に基づく学内体制が正しく機能しているか否かを定期的に調査確認できるようにするために、研究科委員会が選任する外部委員をもって構成する非常設機関を設置し、この機関が「ガイドライン」施行日から起算して6か月が経過した後に初回の調査を行い、その結果を研究科委員会に報告するものとすること
- 5 この「法務研究科教員による不適正行為の再発防止策」及び「ガイドライン」は、本年度の秋学期授業開始日（9月22日）をもってその施行日とすること

教育指導上の不適正行為の防止のために  
法務研究科教員が遵守すべきガイドライン

## 1 目的

法務研究科教員は、(1)法曹実務家になるために必要な素養と能力を身に付けた人材を育成するために、新司法試験における解答作成の方法・技術の指導（以下、「受験指導」という。）を内容とする教育方法を根絶すべきこと、及び(2)新司法試験の公正性の確保、とりわけ、その公正さに疑いを与える恐れのある行動の抑止に努めるべきことを自覚し、この目的実現のため、以下に定めるガイドラインを遵守する。

## 2 基本的確認事項

受験指導が、法科大学院の教育指導の内容に含まれるものではないことを一度確認し、教員は、正規の課程の内外を問わず、これを行わないものとする。

## 3 補習授業についての留意事項

法務研究科が行う、正規の授業の枠外における補習（法務研究科修了者に対する指導を含む）においては、答案練習（新司法試験での解答作成を念頭においた問題を用い、それを解答させるなどして、新司法試験での解答作成の方法・技術を指導すること。以下同じ）その他受験指導は行わないものとする。

## 4 受験指導との関係

専任教員は、受験予備校や受験指導を行うことを目的とする組織における答案練習等の受験指導を行わないものとする。

## 5 公正さの担保

正規の授業の内外を問わず、法的文書作成能力（法的問題や法的事例の解決を、限られた時間内に論理的な文章により展開する能力）の指導のために教員が行う期末試験、小テスト、レポートにおいて用いた課題は、これらを法務研究科委員長が保管し、正当理由がある場合には一般の閲覧に供するものとする。

## 6 司法試験考查委員である教員として留意すべき事項

司法試験考查委員である専任教員については、正規の課程外における補習授業や、学生に対する教育指導を目的とした勉強会を開催せず、またそれらに参加しないものとする。

## **7 教室使用に関する留意事項**

教員が、正規の課程外において学生を指導するために教室を使用する際には、教室使用の具体的目的、指導の概要、参加人数等を所轄委員会（「再発防止策」第3項に挙げた委員会）に事前に届け出るものとする。

## **8 照会**

本ガイドラインの解釈に関して疑義があるときは、所轄委員会（「再発防止策」第3項に挙げた委員会）に問い合わせ、回答を受けるものとする。

## 資料②

平成19年8月17日

### 司法研究室改革小委員会案

慶應義塾大学

法学部・法務研究科連絡協議会

司法研究室改革小委員会

#### 1. 組織改変について

- (1) 司法研究室は、2007年10月より、下記の通り目的・名称を変更する。
  - ①名称を「法政研究所」に改める。なお、組織は法学部附設機関として存置する。
  - ②「法律学・政治学及び隣接諸学ならびに実務に関する研究・調査・教育」を目的とする機関として活動する。
- (2)活動内容としては、研究発表、研究助成、実務家との合同研修(ex. 法改正、先端課題を対象)のほか、広く法学部・大学院法学研究科・法務研究科所属の学生の専門的能力向上・充実を目的とする教育にも寄与することを目指す。  
※なお、組織の目的・名称変更に関しては、2007年9月28日開催予定の法学部教授会の決議を経て、実施する。

#### 2. 司法試験対策に対する対応について

- (1)答案練習会は2007年度より廃止する。
- (2)今後は、試験対策に直結する「答案の書き方」についての受験指導は行わず、上記の目的に沿って、幅広い視野に立ちつつ、法曹として要求される資質の涵養を目指すが、具体的なプランについては、法務研究科における法曹教育との調和・調整に十分配慮して決定する。

#### 3. その他

- ・国家公務員志望者のための講座（行政コース）は存続させる。